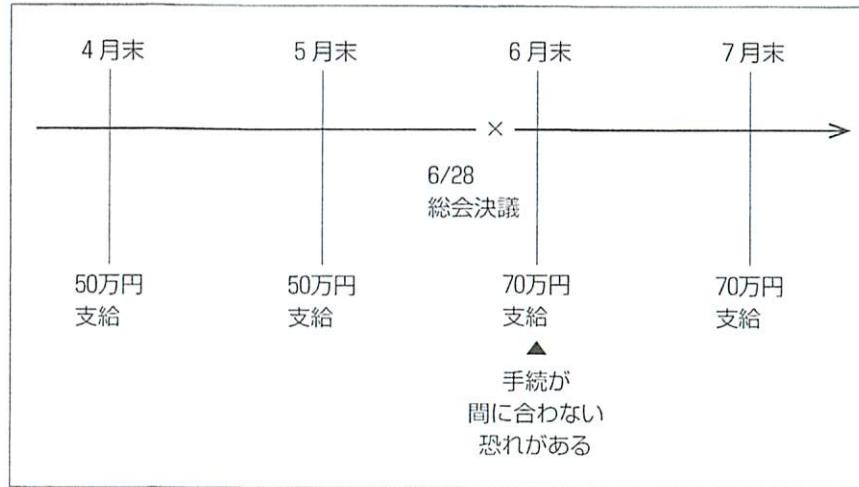


■図表2 改定決議後の支給開始を改定後の額にできるか



3 国税庁 Q&A による解説

この点については、(国税庁の「役員給与に関するQ&A」(平成20年12月公表・平成24年12月改訂))中の【Q2】(定期給与を株主総会の翌月分から増額する場合の取扱い)において、1つの回答が出され、7月末から改定後の額とすることで問題ない旨明記されました。

ただ、この回答は、職務執行期間の開始時期の定め方を理由としたものであり、上記の「改定」の意味については、【1】改定の決議というよりも、【2】改定後の金額での支給との理解を原則としつつ、会社の職務執行開始期間の定め方に配慮して取扱いのみを緩和したように読み取れるものでした。

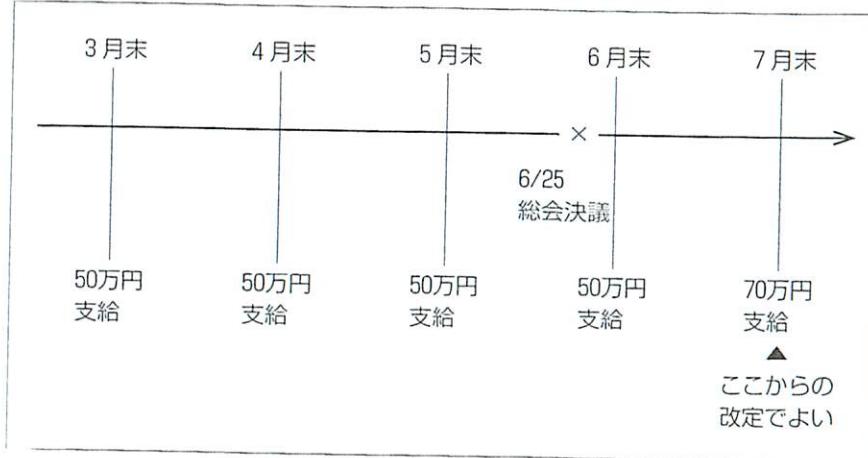
(参考)

【(3)】この点、役員の職務執行期間は、一般に定時株主総会の開催日から翌年の定時株主総会の開催日までの期間であると解され、定時株主総会における定期給与の額の改定は、その定時株主総会の開催日から開始する新たな職務執行期間（以下「翌職務執行期間」といいます。）に係る給与の額を定めるものであると考えられます。

ご質問の場合、定時株主総会において翌職務執行期間に係る給与の額を定めたものであると思われますが、6月25日から開始する翌職務執行期間に係る最初の給与の支給時期を、定時株主総会直後に到来する6月30日ではなく、その翌月の7月31日であるとする定めも一般的と考えられます。

したがって、次の①又は②に掲げる各支給時期における支給額が同額である場合には、それが定期同額給与に該当することとなります。」

■図表3 国税庁 Q&A に基づく緩和例示



もしこれが【2】を前提とし、単なる実務上の取扱い配慮であるならば、総会日が6月5日であれば6月末から改定後の金額によることも可能ではないかとの疑問が残るところでした。

国税庁 Q&A では、総会決議日次第では認められないかのような懷疑が生じかねない。

4 「改定」は改定決議の行為を指すとの解釈

この点について、実務的な解決が示されたのは、(『租税研究』平成21年4月

号「法人申告にあたっての留意事項について 最近の改正事項及び税務上の諸問題を中心として」(大阪国税局調査第一部調査審理課 連絡調整官 中塚秀聰)の解説でした。

ここでは、下記のような解説が行われています。

「ここで読み取るべきことは、3月以内に役員給与の支給額の改定がされていることが条件とされているということです。つまり、(改定後の支給が3月以内に行われていることが条件とされているのではなく、その改定行為が3月以内に行われていることが条件とされていると解釈できると思います。)

ポイントの下の解説のところに書いていますが、この要件を満たすかどうかは、その改定がいつ行われたかにより、その要件を満たすかどうかを判定することとなると考えられます。

(略)

(この事例のポイントは、毎月の役員給与の支給時期が月末であり、改定が6月25日に行われており、その改定後の最初の支給日が3月経過後の7月31日となっている点です。)

この場合は、先程申し上げましたとおり、改定そのものは、3月経過日までに行われているため、要件を満たすこととなると考えられます。

7月31日が改定の最初の支給日となっているのは、おそらく新たに始まる職務執行期間に係る最初の支給日が7月31日であることからだと推測されます。

なお、例えば「改定日の3月後の支給日から改定後の規定を適用する」と定めた場合には、その3月後から適用することについて合理的な理由がない限り、改定行為が3月以内であっても、税務上問題となることがあります。」

Q & Aの解説より一步踏み込んだ説明がなされており、「改定」の意味は、【1】改定の決議という行為であることを明言しています。)そして、その場合

に、3月以内との歯止めがかからなくなるのではとの懸念に対して、職務執行期間の開始時期が説明可能な範囲に留めるので、実務上は操作できないとの解釈を示していることがわかります。

実務的な結論としても妥当といえ、これにより、この「改定」の意味についての議論は、決着がついたものと理解できます。

! 「改定」とは、改定の決議という行為を指す。ただし、改定後の支給時期がいつでもよいという意味ではなく、合理的説明が可能な範囲内に留まる。

[著者紹介]

濱田康宏（はまだやすひろ）

税理士・公認会計士

昭和41年11月29日広島県福山市生まれ。

太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）東京事務所勤務後、平成6年広島県福山市にて公認会計士事務所開設。

平成19年より濱田会計事務所（濱田康宏公認会計士・税理士事務所）所長。

[事務所]

濱田会計事務所（濱田康宏公認会計士・税理士事務所）

〒720-0034 広島県福山市若松町5-23 濱田会計ビル3階

電話 084-921-3654 FAX 084-922-5916

メール hamadaac@tkcnfor.jp (代表)

URL <http://www.hamadaac.jp/>

[主な著作]

『法人税の鉄則50』中央経済社、共著

『法人税の純資産』中央経済社、共著

『個人間利益移転の税務』大蔵財務協会、共著

『実践／一般社団法人・信託・活用ハンドブック』清文社、共著

『一般社団法人 一般財團法人 信託の活用と課税関係』ぎょうせい、共著

『実務目線からみた事業承継の実務一知りておくべき重要事例51』大蔵財務協会、共著

法人税の実務Q&Aシリーズ 役員給与・使用人給与

2015年1月5日 第1版第1刷発行

著者 濱田康宏

発行者 山本憲央

発行所 (株)中央経済社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話 03 (3293) 3371 (編集部)

03 (3293) 3381 (営業部)

<http://www.chuokozai.co.jp/>

振替口座00100-8-8432

印刷／東光整版印刷株

製本／株関川製本所

© 2015
Printed in Japan

* 頁の「欠落」や「順序違い」などがありましたらお取り替えいたしますので小社営業部までご送付ください。(送料小社負担)

ISBN 978-4-502-12971-1 C2332

JCOPY（出版者著作権管理機構委託出版物）本書を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は事前に出版者著作権管理機構（JCOPY）の許諾をうけてください。

JCOPY (<http://www.jcopy.or.jp>) eメール : info@jcopy.or.jp 電話 : 03-3513-6969